

1 宜野湾市立普天間小学校『いじめ防止』基本方針(重大事態の場合)

1 いじめの防止についての基本的な考え方基本

全ての普天間っ子は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、心と体に苦しみや痛みをもたらすいじめは、人間として尊重され成長する権利を著しく侵害するものである。このようないじめを防止し、普天間っ子が安心して学校生活を送ることは全ての教職員が協働して取り組むべき重要な課題である。

このため、いじめ対策推進法第3条の趣旨を踏まえ、いじめが全ての児童等に関する問題を共通理解し、学校の内外を問わずいじめが行われなくなる対策を講じる。

また、いじめの防止対策を通して、「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、普天間っ子一人一人が十分に理解できるように、教職員一人一人が職責を自覚し、主体的かつ相互にベクトルをそろえ、全校協働体制で継続指導に努める。

2 いじめ防止に対する本校の基本方針

方針① 「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」学校・学年・学級の雰囲気づくりに努める。

方針② 校長・学級担任・関係主任（生徒指導主任、教育相談担当、人権教育主任、道徳教育推進教師）、全教職員、全児童、保護者の役割を自覚し、いじめの根絶に全力を傾ける。

方針③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

方針④ 道徳の時間を要とした教育活動を展開し、人権及び生命尊重の精神を育てる。

方針⑤ いじめ未然防止やいじめの早期発見・早期対応のために、適切な手段を講じる。

方針⑥ いじめの未然防止、早期解決のために、学校内だけでなく、保護者・関係機関と協力して解決にあたる。

方針⑦ 学校と保護者が協力して事後指導にあたる。

方針⑧ 「報告・連絡・相談・確認」を確実に行う。

3 いじめ防止対策組織（重大事態の場合）



2. いじめの防止等に関する学校・市教委・市の連携組織図

学校いじめ防止緊急対策委員会

目的：重大事態が発生した際の学校側の調査、対策・早期解決推進
 構成員：中学校区生徒指導連絡協議会

重大事態発生
の報告

調査結果
の報告

市いじめ問題対策連絡協議会 (HSN会議)

根拠 (いじめ防止対策推進法 14 条第 1 項)

1. 目的
いじめの防止等について協議し、いじめの防止等に取り組む関係機関及び団体の連携を図る。(年 2 回定例開催予定)
2. 組織形態
既存のはごろもサポートネットワーク (HSN) 会議にあわせて連絡協議会を開催する。
3. 協議会構成 (14 人)
 - (1) 教育委員会事務局・①指導部長 ②指導次長 ③指導課長
④青少年サポートセンター所長 ⑤はごろも学習センター所長
 - (2) 市立小中学校・⑥校務研究会会長 ⑦校務研究会副会長
⑧小学校生徒指導主任代表 ⑨中学校生徒指導主任代表
 - (3) 関係機関・⑩市児童家庭課 ⑪沖縄県コザ児童相談所
⑫宜野湾警察署少年課 ⑬主任児童委員 ⑭中部南保護司会

市いじめ問題専門委員会 (教育委員会)

(いじめ防止対策推進法 14 条第 3 項)
調査組織

1. 目的
いじめの防止等に関する施策、取組について調査・審議し、検証する。
(法第 28 条 1 項に規定する重大事態の調査)
2. 組織形態：教育委員会の附属機関
3. 専門委員 (5 人)
 - (1) 臨床心理士 (2) 学識経験者 (3) 医師
(4) 弁護士 (5) その他教育委員会が必要と認める者
4. 会の運営
 - (1) 上記専門委員の中から委員長を互選し、会を進行する。
 - (2) 開催時期
 - ① 定例会 (年 2 回)
 - ② 緊急会・・・重大事態発生時

市いじめ問題調査委員会 (総務部)

(いじめ防止対策推進法 30 条第 2 項)
再調査組織

1. 目的
法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果を受け、必要があれば再調査を行う。
2. 組織形態：市長の附属機関
3. 調査委員会の候補 (5 人以内)
 - (1) 臨床心理士 (2) 学識経験者 (3) 医師
(4) 弁護士 (5) その他市長が必要と認める者
4. 会の運営
 - (1) 上記専門委員の中から委員長を互選し、会を進行する。
 - (2) 開催時期
 - ① 緊急会
重大事態発生時、教育委員会附属の専門委員会の調査に疑義があれば招集

2

調査結果
の報告

3

再調査結果の報告

市 議 会

学校で重大事態が発生した場合

1. 市長は、法第 28 条に定める「重大事態」発生 of 報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生 of 防止のため必要があると認めるときは、市いじめ問題専門委員会 (市長部局の附属機関) を設けて調査を行う等の方法により、宜野湾市教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。(法第 30 条)
2. 市長及び宜野湾市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生 of 防止のために必要な措置を講ずる。